

令和8年度 第1回山形市男女共同参画審議会 会 議 次 第

日 時 令和8年6月11日（木）

午後3時～午後4時30分

場 所 山形市男女共同参画センター

5階 視聴覚室

1 開 会

2 委嘱状交付

3 市長あいさつ

4 会長あいさつ

5 第5次山形市男女共同参画計画「いきいき山形男女共同参画プラン」策定の諮問

6 報告

（1）令和7年度男女共同参画事業報告について

資料1

7 協議

（1）令和8年度事業計画（案）について

資料2

（2）次期山形市男女共同参画プラン骨子案について

資料3

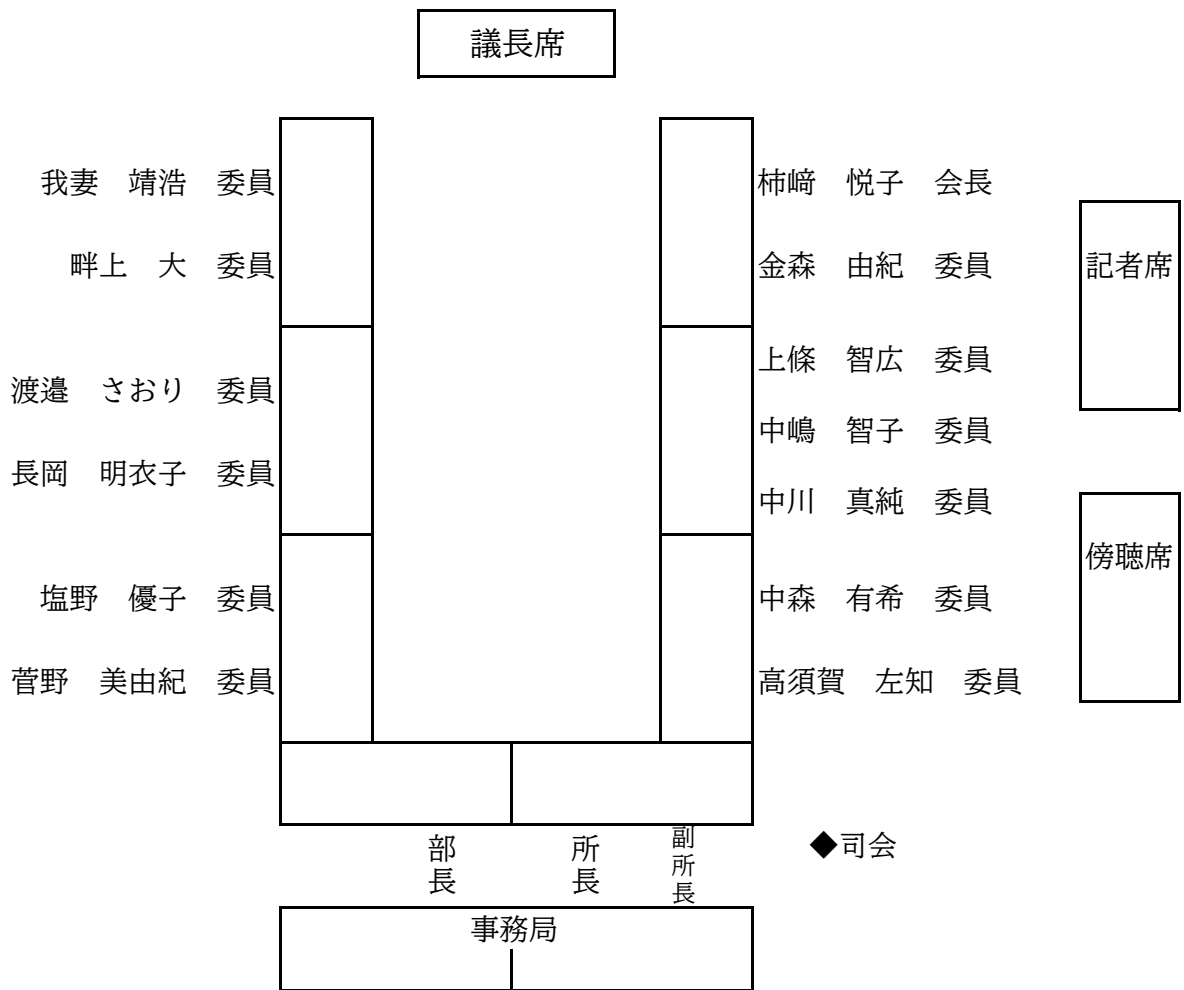
（3）山形市女性人材育成事業「山形市女性活躍推進プロジェクト支援」に係る支援団体の審査について

資料4

8 その他

9 閉 会

男女共同参画審議会席次



- ・日時：令和8年6月11日（木）午後3時～
- ・場所：男女共同参画センター 5階 視聴覚室

令和8年度 山形市男女共同参画審議会委員名簿

(任期：令和7年4月1日～令和9年3月31日)

区分／役職		フリガナ 氏 名	職業・所属等	備考
1号委員 (知識経験を有する者)	会長	カキザキ エツコ 柿崎 悦子	学識経験者 山形県男女共同参画センター 館長	2期 専門部会委員
	副会長	タカ アキラ 田中 暁	法律関係者 山形県弁護士会所属 弁護士	9期 専門部会委員
		カネリ ユキ 金森 由紀	報道関係者 山形新聞社 広告局企画開発部長	1期【新任】 R8.4.1～
		ナカムラ アキコ 中村 明子	企業関係者 山形商工会議所議員 株式会社東北萬国社 代表取締役社長	2期
		カミジ ヨウ トモヒロ 上條 智広	男女共同参画センター関係団体 やまがたイグメン共和国 広報大臣	5期
		ナカジマ トモコ 中嶋 智子	Women's Campus山形1期生 株式会社terrace 代表取締役	2期
2号委員 (公募)		ナカガワ マスミ 中川 真純	公募委員	2期
		ナカモリ ユキ 中森 有希	公募委員	2期
3号委員 (関係行政機関及び団体の代表者)		タカハシ サチ 高須賀 左知	山形労働局雇用環境・均等室長	1期 専門部会委員
		カノ ミユキ 菅野 美由紀	山形県福祉相談センター副所長(相談判定担当) (兼)女性相談支援センター副所長	3期
		シノ ユウコ 塩野 優子	山形市女性団体連絡協議会 副会長	3期
		ナガノ カ メコ 長岡 明衣子	連合山形地域協議会 女性委員会委員	1期 R7.12.18～
		ワタナベ サチ 渡邊 さおり	山形市PTA連合会 母親委員長	1期
		アベガミ ハジメ 畔上 大	山形市中学校長会 山形市立第八中学校 校長	1期【新任】 R8.4.1～
		ワカツマ ヤスヒロ 我妻 靖浩	山形市小学校長会 山形市立南小学校 校長	1期【新任】 R8.4.1～

【事務局】

<幹事> 企画調整部長		奥山 泰子			
男女共同参画センター		所長 遠藤 朋宏			
<書記> 男女共同参画センター		副所長 風間 るみ	運営事務員	山本 まり子	
男女共同参画センター 参画推進係		係長 大石 唯	運営事務員	沼沢 理子	
		主査 後藤 優子	運営事務員	鈴木 祐美子	
		主査 増川 翔	運営事務員	佐藤 友美	
			運営事務員	東海林 理子	

令和7年度 男女共同参画事業報告

1 男女共同参画の推進

(1) 山形市男女共同参画審議会の開催

男女共同参画施策の推進について審議するため、「山形市男女共同参画審議会」を開催。

【第1回：6月5日（木）、第2回：12月18日（木）】

(2) 山形市男女共同参画推進本部による推進

第4次「いきいき山形男女共同参画プラン」を総合的に推進し、男女共同参画社会の実現を図るため、庁内に「山形市男女共同参画推進本部（本部長：副市長）」を設置し、施策の推進を図った。

① 男女共同参画推進本部会議の開催

【幹事会：7月29日（火） 本部会議：9月30日（火）・書面開催】

② 第4次「いきいき山形男女共同参画プラン」の進捗状況調査

令和6年度事業の取組状況の調査結果について、第1回男女共同参画審議会にて報告し、市ホームページ、広報やまがた12月1日号で公表。（掲載内容は以下のとおり）

基本目標Ⅰ【男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり】

指 標 名	プラン策定時の状況		令和6年度 数値	目標値 令和8年度
	年度	数値		
県外から市への転入者－市から県外への女性転出者数	R2	△321人	△558人 (うち20～24歳 :△378人)	0人

基本目標Ⅱ【あらゆる分野での男女共同参画の実現】

指 標 名	プラン策定時の状況		令和6年度 数値	目標値 令和8年度
	年度	数値		
市の審議会等委員に占める女性委員の割合 (うち行政機関等の充て職を除いた女性委員の割合)	R2	30.0% (35.3%)	28.4% (32.7%)	40% (50%)
山形県防災士養成講座を受講し、防災士資格を取得した女性の数(市在住者)	R2	5人	21人	11人
男性の家事・育児・介護等への参加を促す講座および事業所対象のワーク・ライフ・バランス等出前講座実施回数	R2	4回	5回	4回

基本目標Ⅲ【安全・安心な暮らしの実現】

指 標 名	プラン策定時の状況		令和6年度 数値	目標値 令和8年度
	年度	数値		
男女共同参画センターが実施した小中学生向け出前講座「いのちの学習」の実施校	R2	4校	10校	5校

③市職員向け「男女共同参画ニュース」の発行

職員の男女共同参画に対する理解を更に深めるため、庁内の情報ネットワークシステムを活用し、男女共同参画に係る情報（男女共同参画週間、一行詩募集、男性職員の育休取得割合など）について、6月、1月に配信。

(3) 市民団体との連携推進

男女共同参画のまちづくりに向けて活動する市民団体の育成と団体の相互交流の促進を図った。

①女性団体の育成

市民や行政との連携を図り、「男女共同参画のまち山形」の実現を目指して活動する女性団体に運営費を補助

・山形市女性団体連絡協議会運営費補助金 600千円

②ファースト市民企画講座の実施

男女共同参画社会実現を目的とする内容の事業を行う市民団体に対し、講座の広報、経費等の支援
【申込2団体・採択2団体】

団体名	内容	講師	実施日	補助額（円）
1	山形大学月山マイスターの会	山形大学理学部教授 横山 潤 氏	11月30日(日)	16,434
		NP0法人エコプロ 近田 郁子 氏		
		月山マイスター 板垣 光昭 氏	12月7日(日)	
2	ヤマガタ防災・減災Action!	T・K Friends 大沼 香 氏 被災地からの声 ～フェイスフリーな防災・ 減災アクションへ～	1月18日(日)	48,153

(4) 山形連携中枢都市圏連携事業による広域活用

①村山地域7市7町による圏域全体で、男女共同参画意識の高揚に向けた啓発の充実を図った。

・ファースト利用状況

	寒河江市	上山町	村山市	天童市	東根市	尾花沢市	山辺町	中山町	河北町	西川町	朝日町	大江町	大石田町	合計
登録団体数（新規）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
講座受講者数	5	3	6	6	4	1	1	5	1	0	0	1	0	33
託児人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
一般相談件数	14	27	2	17	4	0	4	12	4	0	1	0	0	85
法律相談件数	3	2	0	5	1	0	5	3	2	0	1	1	0	23
貸館利用団体数	1	5	0	1	2	0	2	3	0	0	0	5	0	19
図書カード作成人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
図書貸出人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
利用者計	23	37	8	29	11	1	12	23	7	0	2	7	0	160

②男性育児休業取得推進

圏域内市町男性職員における育休取得率をより向上させるため、育休を取得した山形市役所男性職員及びその上司にインタビューを実施。インタビュー動画を圏域内職員向けに11月に配信

【参考】山形市ホームページアドレス

<https://www.city.yamagata-yamagata.lg.jp/shiseijoho/kyodosankaku/1017438/1017441.html>

2 男女共同参画計画の推進

(1) 公民連携による女性人材育成事業「まち、わたし、きらめく Women's Campus 山形」

①女性リーダー育成事業

【講師】(株)グローバル・インサイト 芦田 恵美子 氏（元資生堂副CPO）

日時	内容	参加者
8月21日(木)	『自分の価値観を考える』 自分自身の価値観を深く見つめ直すことで、「大切にしたいこと」や「人生や仕事の判断軸」について改めて考える。	17 名
9月18日(木)	『リーダーシップを考える』 「リーダーシップ」と「マネジメント」の違いについてグループディスカッションを行い、考えを共有した後、リーダーシップにはさまざまな形があり、対象や状況に応じて使い分けることを学ぶ。	15 名
10月16日(木)	『セルフマネジメントを考える』『ビューティーセッション』 インテンション・リザルトマップを用いて自身の状況を分析し、望む結果に向けたプロセスを考える。あわせて、ビューティーセッションを通じ、セルフブランディングが自分らしさを表現する有効な手段であることを学ぶ。	14 名
11月13日	『自分の貢献（キャリアビジョン）を考える』 キャリアビジョンをテーマに、価値観や将来像を整理。ステートメント共有や講話、Q&Aを通じて、気づきや学びを深める。	13 名

②Girl up！ミライ×わたしスタートアッププロジェクト

日時	内容	参加者
7月5日(土)	『自分らしい未来って、どうつくる？ ～「働く」ってどういうこと？／“今のわたし”を見つめてみよう～』 ・自己分析やキャリア形成についての対話型ワークショップ 【講師】㈱キャリアクリエイト 田中 麻衣子 氏	12 名
7月31日(木)	『若手女性社員のリアルボイスを聞く！』 ・働き方のリアルを体感する地元企業訪問・若手女性社員との交流 【訪問先】リコージャパン㈱山形支社、㈱ジョイン、ミクロン精密㈱	10 名
8月16日(木)	『“わたしの未来”を描いてみよう』 ・理想の未来と社会とのつながりを考えるワーク	8 名
9月20日(土)	『トップと語ろう！』 社会の第一線で活躍するリーダーとの意見交換。「リーダーシップ」「働くこと」「女性の生き方」等を学び、今後の生き方やキャリア形成につなげる 【講師】㈱グローバルインサイト 芦田 恵美子 氏、井上貴至山形市副市長	13 名

③ 令和4年度～6年度参加者への継続支援

グループ名	内容	参加者
TeNenTo	山形で活躍する女性リーダーを紹介する「未来を切り拓く女性たちの輝きと挑戦」と題したパネル展	—
山形の魅力発見プロジェクト	インフルエンサーの声を通して若者に届ける山形の未来	—
くるみ	女性の自己肯定感向上、ライフステージの変化への適応、結婚後のセルフイメージの確立を目指すワークショップ	11 名
YMFR	男性が女性との出会いの場やデートに出掛ける際の服装コーデの提案	9 名
食を知り食を楽しむワークショップ こめラボ	ママを笑顔に！パパと飾り巻き寿司を作ってみよう	26 名
KUKKA MYSA	ママと子供と一緒に安心して楽しめる「居場所」作り ママと子供がそれぞれ心から楽しめる「自分時間」作り	12 名
夢叶プロジェクト	大人のための夢発見と自己実現ワークショップ	12 名
ラブマチyamagata	少人数での婚活イベント（よりマッチング率を高める）	8 名

(2) 市の審議会等委員への女性の参画推進

政策・方針の意思決定過程での女性の参画を進めるため、市の審議会等委員に占める女性委員の割合を40％（関係行政機関・市議等の委員を除いた女性委員の割合を50％）を目標値とした。

① 女性委員の参画状況確認

選任・改選時期が近づく審議会等については、「チェックシート」を活用し、女性委員の選任等に向けた意識付けを図った。（令和8年3月31日現在 女性委員の比率 29.5％）

・参画率の推移

※基準日：3月31日現在

調査年	審議会総数	女性委員を含む審議会数	女性委員を含む審議会比率（％）	委員総数（人）	うち女性委員（人）	女性委員の比率（％）
R 3	38	37	97.4	649	195	30.0 (35.3)
R 4	38	37	97.4	658	197	29.8 (33.8)
R 5	38	38	100	662 (495)	179 (163)	27.0 (32.9)
R 6	39	37	94.9	662 (495)	182 (164)	27.5 (33.1)
R 7	40	37	92.5	668 (498)	190 (163)	28.4 (32.7)
R 8	42	39	92.9	695 (519)	205 (181)	29.5 (34.9)

※カッコ内は委員のうち関係行政機関・市議・市職員を除いた数値

・令和8年3月31日現在 審議会等委員内訳

委員の内訳		区分☆	計(人)	男性(人)	女性(人)	目標値※	女性委員割合		
市長		C	4	4	0				
公募		A	2	0	2	50%	41.0%	×	↗
知識・経験を有する者	(担当部署による選任)		76	46	30				
		(各団体等への依頼による選任)	B	262	169	93	50%	33.8%	×
関係団体等		179		123	56				
関係行政機関		C	74	65	9		12.2%		
市議・市職員			98	83	15		15.3%		
計			695	490	205	40%	29.5%	×	↗
計(市長除く)			691	486	205	40%	29.7%	×	↗
(充て職等除く：区分A+B)			519	338	181	50%	34.9%	×	↗

☆区分について、A…市の裁量あり B…市の裁量は及びにくい、女性推薦を働きかける C…市の裁量なし

・女性委員比率別審議会一覧(令和8年3月31日現在)

女性委員比率	審議会数	審議会の名称(順不同)
40%以上	16 (38.1%)	・男女共同参画審議会 ・男女共同参画センター運営委員会 ・行政不服審査会 ・消費生活審議会 ・個人情報保護制度運営審議会 ・情報公開・個人情報保護審査会 ・環境審議会 ・清掃問題審議会 ・働く女性の家運営委員会 ・子ども・子育て会議 ・山形市いじめ重大事態再調査委員会 ・森林整備推進協議会 ・開発審査会 ・景観審議会 ・総合学習センター運営協議会 ・市立図書館協議会
40%未満	26 (61.9%)	・指定管理者選定評価審査委員会 ・防災会議 ・国民保護協議会 ・文化財保護委員会 ・郷土館運営協議会 ・スポーツ推進審議会 ・住居表示委員会 ・交通安全対策会議 ・国民健康保険運営協議会 ・小児慢性時特定疾病審査会 ・予防接種健康被害調査委員会 ・感染症診査協議会 ・社会福祉審議会 ・民生委員推薦会 ・老人ホーム入所判定委員会 ・介護認定審査会 ・障害支援区分判定審査会 ・農政審議会 ・公設地方卸売市場取引委員会 ・都市計画審議会 ・建築審査会 ・水防協議会 ・自転車等駐車対策協議会 ・社会教育委員 ・青少年問題協議会 ・少年自然の家運営協議会

・(関係行政機関・市議等除く)女性委員比率別審議会一覧(令和8年3月31日現在)

女性委員比率	審議会数	審議会の名称(順不同)
50%以上	11 (26.2%)	・男女共同参画審議会 ・男女共同参画センター運営委員会 ・行政不服審査会 ・郷土館運営協議会 ・消費生活審議会 ・個人情報保護制度運営審議会 ・環境審議会 ・開発審査会 ・景観審議会 ・働く女性の家運営委員会 ・森林整備推進協議会
50%未満	31 (73.8%)	・指定管理者選定評価審査委員会 ・防災会議 ・国民保護協議会 ・文化財保護委員会 ・スポーツ推進審議会 ・住居表示委員会 ・交通安全対策会議 ・情報公開・個人情報保護審査会 ・国民健康保険運営協議会 ・小児慢性時特定疾病審査会 ・予防接種健康被害調査委員会 ・感染症診査協議会 ・清掃問題審議会 ・社会福祉審議会 ・民生委員推薦会 ・老人ホーム入所判定委員会 ・介護認定審査会 ・障害支援区分判定審査会 ・子ども・子育て会議 ・山形市いじめ重大事態再調査委員会 ・農政審議会 ・公設地方卸売市場取引委員会 ・都市計画審議会 ・建築審査会 ・水防協議会 ・自転車等駐車対策協議会 ・総合学習センター運営協議会 ・社会教育委員 ・青少年問題協議会 ・少年自然の家運営協議会 ・市立図書館協議会

③女性人材バンクの活用

審議会等の委員や研修会の講師等として活用していただく女性人材の整備と庁内へ情報提供を実施

登録者数：72名、活用件数：延べ78件、各課照会件数：1件

【※参考・R6実績 登録者数：69名、活用件数：延べ82件、各課照会件数：4件】

(3) 男女共同参画意識の啓発

①情報紙「ファール」の発行

男女共同参画に係る様々な情報を広く提供するため、3月に発行

発行部数	3,600部
配置場所	市庁舎、各公民館・コミセン、市立図書館、霞城セントラル、子育てランドあ〜べ等
送付箇所	従業員5人以上の市内事業所、市内小中学校、男女共同参画関係機関等

②小・中学生用男女共同参画学習資料の配布

市内の小学1年生、4年生、中学1年生を対象と、各学校へ5月に配布し、活用促進を図った。

活用の場面		小学1年生	小学4年生	中学1年生
活用状況	「きらり かがやいて」のみで授業を行った	35%	22%	31%
	授業以外（朝の会など）で活用した	35%	33%	6%
	配布のみ	30%	45%	63%

(4) 働きやすい職場づくりのための啓発

①広報やまがたにおける事業所の紹介「未来をひらく人と企業」

発行号		掲載企業	担当課
令和7年度	4月1日号	おふろCafé yusa	男女共同参画センター
	6月1日号	株式会社スティーブアスタリスク	働きやすさ追求室
	8月1日号	山形酸素株式会社	男女共同参画センター
	10月1日号	有限会社江口産業	働きやすさ追求室
	12月1日号	トヨタカローラ山形株式会社	男女共同参画センター
	2月1日号	日本地下水開発株式会社	働きやすさ追求室

②イクボス制度の啓発

③山形市役所管理職によるイクボス宣言の実施

④山形市役所内での「イクメン応援全力プラン」の実施

(5) DV防止及び支援対策

①DV防止の啓発

「女性に対する暴力をなくす運動」週間（11月12日～25日）に関する取組

・市内高校・専門学校・大学等にDV防止リーフレットとデートDV相談窓口カード入りポケットティッシュ配付
・期間中、市職員管理職によるパープルリボン着用
・山形市女性団体連絡協議会会員によるデートDV相談窓口カード入りポケットティッシュ配付
【11月18日（火） 山形駅東西自由通路】
・DV防止啓発パネルの展示（道の駅やまがた蔵王 樹氷ホール、男女共同参画センター）

②DV防止講座の開催

DVの予防につなげるため、市民向けの講座を開催

日時	内容	講師	受講者
1月24日（土）	知って備えよう！女性や子どものための防犯レッスン ～プロから教わる防犯術～	山形警察署 生活安全第二課 課長 畠山 紘司 氏 企画調整官 田中 恵美 氏	11名

③DV対策市内連絡会議の開催【6月19日(木)】

住所閲覧防止届出に関する管理や全国における情報漏洩の事例紹介などを行い、関係課等で連携してDV防止に努めるとともに、DV被害者に対する適切な支援を行うことを再確認

④相談窓口担当者研修会の開催

DV被害者からの相談を受ける市職員のスキルアップを図るため、専門家による研修会を開催

日時	内容	講師	受講者
1月7日(水)	DVや性犯罪等に関する現状・事例検討(グループワーク)	公益社団法人やまがた被害者支援センター 犯罪被害相談員・公認心理師 片山 枝美 氏	35名

⑤相談実績(市窓口等における相談)

相談件数		424件	対前年比	130件
相談人数		239人	対前年比	11人
内訳	男性	31人	対前年比	8人
	女性	208人	対前年比	3人

(6) 性の多様性に関する理解促進への取り組み

① 市職員及び市民を対象とした性の多様性に関する理解促進講座の実施

・市職員向け

日時	内容	講師	受講者
9月18日(木)	基礎知識・ケーススタディ	性的マイノリティ当事者	57所属 64名

・市民向け

日時	内容	講師	受講者
3月8日(日)	絵本を通してジェンダー表現と多様性について考える	子どもの本の翻訳家 横山 和江 氏	14名

② リーフレット等による周知啓発

③ 性の多様性に関する図書コーナーの充実、パネルの展示

関連図書蔵書数：114冊

④ 中学生を対象とした性の多様性に関する学習機会の充実(再掲)

⑤ カラフルパレードへの後援・参加

3 男女共同参画宣言都市事業

(1) 男女共同参画に関する「一行詩」

募集期間	7月14日（月）～9月30日（火）		
応募総数	大学・一般の部	： 6作品	
	中学・高校の部	： 515作品	
審査会	12月開催	（審査員）	山形市男女共同参画審議会各委員
入賞数	大学・一般の部	： 令和7年度より入賞制度なし	
	中学・高校の部	： 最優秀1、優秀3、入選10程度	
表彰式	令和7年度より取り止め。入賞者には学校を通し賞状を授与		
周知方法	入賞作品を含む全応募作品を市ホームページなどに掲載		

(2) 男女共同参画宣言都市関連事業

①男女共同参画週間（6月23日～29日）にあわせたパネル展示

山形市役所1階エントランスホール、男女共同参画センター4階

②男女共同参画宣言都市記念講座の開催

日時	内容	講師	受講者
7月19日(土)	世界から見たジェンダー平等社会 ～日本が抱える課題とその解決に向けて～	元国連機関職員 宮負 こう 氏	32 名 うちオンライン5名

③法律相談「女性の権利110番」

実施日	場所	相談体制	相談者
6月27日(金)	男女共同参画センター4階	県弁護士会所属弁護士4名	面談：1件 電話：3件

4 男女共同参画センター事業

(1) 学習事業

①自主企画講座の実施

	開催日	内容	講師	受講者
女性に対する暴力をなくす運動啓発【再掲 P.5参照】				
イクメン・イクジイ	11月1日(土)	パパ・おじいちゃんと！からだであそぼう！ ～ふれあい運動タイム～	OYAKO Fit 指導者 細谷 徹 氏	8 組 16 名
	12月6日(土)	親子モノづくり工房 やまがたの木を使ったクリスマスツリーづくり	家具工房モク・木の家具ギャラリー 渡邊 英木 氏	10 組 22 名
	2月7日(土)	親子かけっこ講座 走り方のコツを学ぼう ～親子で楽しく“速くなる”ひみつを体験！～	山形市男女共同参画センター 主幹 大石 唯	6 組 15 名
	3月7日(土)	和菓子職人体験 ～お父さん、おじいちゃんといっしょに～	乃し梅本舗佐藤屋 八代目 佐藤 慎太郎 氏	14 組 33 名
エンパワメント	9月27日(土)	描いてみよう♡ こころ安らぐアートな筆文字	SmileAssist ゆみん 氏	20 名
	11月29日(土)	コーヒーを学ぶ 【J.C.Q.A認定コーヒーインストラクター3 級認定講座】	J.C.Q.A認定コーヒーインストラ クター1級 赤塚 宏之 氏	13 名
	2月21日(土)			17 名
	3月16日(水)	誰もが尊重される社会へ ～ハラスメントは人権侵害です～	山形県人権擁護委員連合会会長 弁護士 村山 永 氏 山形県弁護士会所属 村山永法律事務所	43 名 うちオンライン 17名
健康	8月6日(水)	親子で学んで作ろう 夏野菜カレー！	山形市健康増進課 主査 本間 友恵（管理栄養士）	4 組 8 名
	9月14日(日)	呼吸と動きのアート	フィットネスインストラクター 小林 恵理子 氏	23 名
	9月28日(日)	～ピラティス&ヨガストレッチ～		24 名
	10月4日(土)	おくすりイヤイヤ、どうしてる？薬剤師の 子育て応援講座 ～おくすりもグッズも、上手に使おう！～	みつばち薬局 薬剤師 今井 隆裕 氏	6 名 うちオンライン 1名
性の多様性に関する理解促進【再掲 P.6参照】				
男女共同参画	10月25日(土)	笑いは宝！落語で笑顔あふれるまちに	宝笑亭姉妹 宝笑亭 熊水 氏 宝笑亭 卯さ銀 氏	第1部 30 名 第2部 30 名
	11月22日(土)	キャンドルテラリウムで冬の街をつくろう	風の呼 佐藤 絵里子 氏	10 名
男女共同参画週間・女性学【再掲 P.7参照】				
防災	8月30日(土)	～大切な命を守るため～いざという時に役 立つ防災と応急手当	山形県防災士会 防災士・応急手当指導員 鈴木 美香 氏	15 名
	11月10日(月)	子どもを守る愛の火災予防	一般社団法人 火災予防のONE LOVE 代表理事 渡邊 航生 氏	4 名

育児サークル研修会

②出前講座の実施

・小中学校向け出前講座「いのちの学習」

実施日	学校名	内容	講師	受講者
9月25日(木)	第二中	成長する思春期のころ	山形県立保健医療大学 教授 菊地 圭子 氏	3年生 154名
10月28日(火)	第四小	いのちの安全教育 自分と相手の「心・体・言葉の境界線」	山形県立保健医療大学 教授 菊地 圭子 氏	3・4年生 65名
11月14日(金)	西山形小	第二次性徴、いのちの誕生	マミーズルーム 助産師 荒井 眞智子 氏	4～6年生 28名
11月26日(水)	楯山小	赤ちゃんから学ぶ 友達との付き合い方、自分の命の守り方	山形県立保健医療大学 教授 菊地 圭子 氏	5年生 32名
12月2日(火)	鈴川小	おなかの赤ちゃん、赤ちゃん誕生	助産師 横尾 真琴 氏	2年生 77名
12月10日(水)	蔵王第一中	自分を知ろう！ いのちの日に学ぶ中学生のための思春期講座	山形県立保健医療大学 教授 菊地 圭子 氏	全学年 300名
12月17日(水)	みはらしの丘小	命のはじまり・赤ちゃん誕生	助産師 山田 富士子 氏	2年生 77名
1月13日(火)	東沢小	自分の体・友達の体を大切にすること など	助産師 山田 富士子 氏	3・4年生 50名
1月26日(月)	南山形小	男女の第二次性徴や心の成長	マミーズルーム 助産師 荒井 眞智子 氏	4年生 65名
1月28日(水)	千歳小	いのちの教育（赤ちゃん誕生・命の大切さ）	山形県立保健医療大学 教授 菊地 圭子 氏	2年生 60名

・企業・事業所向け出前講座

実施日	派遣先	内容	講師	受講者
6月7日(土)	東洋設備工業株式会社	ワーク・ライフ・バランス	ライフスタイルクリエイター 安孫子 ゆみえ 氏	11名
7月12日(土)	東北労働金庫山形県本部	カスハラに発展させないためのクレーム・苦情対応の基本	三井住友海上 経営リスクアドバイザー 竹内 靖人 氏	27名
7月16日(水)	山形信用金庫	中堅職員に求められるコミュニケーションスキル・指導力向上研修	特定社会保険労務士 楠本 香織 氏	29名
7月17日(木)	サンコー食品株式会社	初級管理者向けマネジメント研修	産業カウンセラー 斉藤 ひろ美 氏	14名
7月25日(金)	山形工業団地組合	世代間のギャップ対処法	産業カウンセラー 斉藤 ひろ美 氏	23名
9月30日(火)	ヤマガタエンジニアリング株式会社	管理職向けのハラスメント研修	特定社会保険労務士 太田 佳代 氏	24名
10月10日(金)	税理士法人ピアツーピア	それぞれの立場で学ぶハラスメント判断に迷うグレーゾーンを考える	産業カウンセラー 斉藤 ひろ美 氏	11名
10月15日(火)	社会医療法人二本松会 山形さくら町病院	風通しの良い職場環境を作るためのコミュニケーション術	ライフスタイルクリエイター 安孫子 ゆみえ 氏	29名
10月22日(水)	社会福祉法人 友愛会	指導監督職(主任以上)研修 「信頼を育てる伝え方」	産業カウンセラー 斉藤 ひろ美 氏	8名
11月5日(水)	東ソー・スペシャリティマテリアル株式会社	パワーハラスメント防止のためのリスク管理方法	社会保険労務士 森岡 史子 氏	22名
1月24日(土)	山形県放射線技師会	ハラスメントについて	社会保険労務士 森岡 史子 氏	10名
1月27日(火)	杉の子クラブ	誰もが気持ち良く働ける職場環境づくり	ライフスタイルクリエイター 安孫子 ゆみえ 氏	17名

③ ファーラ市民企画講座の実施（再掲）

(2) 市民活動支援事業

①ファースト市民企画講座（再掲）

②貸館（貸室）事業実績

年度	利用者数(人)	性別別	
		男性(人)	女性(人)
令和5年度	6,132	1,963	4,169
令和6年度	5,614	1,583	4,031
令和7年度	7,281	2,094	5,187

(3) 相談事業

①一般相談（女性カウンセラーによる心の健康、夫婦、親子に関する相談）

【実施日等】開館日毎日、週27時間、予約制

年度	相談件数(件)	相談人数(人)	性別別	
			男性(人)	女性(人)
令和5年度	490	266	47	219
令和6年度	523	295	42	253
令和7年度	527	333	56	277

②法律相談（弁護士による離婚、相続、損害賠償等に関する各種相談）

【実施日等】毎月第2・第3・第4金曜日、16時～18時、予約制

年度	相談人数(人)	性別別	
		男性(人)	女性(人)
令和5年度	111	37	74
令和6年度	129	41	88
令和7年度	135	53	82

③女性の健康相談（助産師による女性の思春期から更年期までの身体と心の相談）

【実施日等】随時

年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
相談件数(件)	45	32	30

(4) 生理用品の無償配付

経済的な理由などで生理用品の購入が困難な市内在住の女性に無償で配付した。

・配付方法 男女共同参画センター窓口への申し出による

年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
配付件数(件)	73	109	121

(5) 情報収集提供事業

図書、DVD、全国男女共同参画関連施設情報誌等の収集・提供

年度	蔵書数(冊)	貸出実績	
		人数(人)	冊数(冊)
令和5年度	5,240	69	118
令和6年度	5,239	66	137
令和7年度	5,136	37	69

(6) 交流事業

男女共同参画センター4階の交流コーナーを開放

年度	利用者数(人)		
		男性(人)	女性(人)
令和5年度	3,551	1,837	1,714
令和6年度	5,287	2,531	2,756
令和7年度	5,941	3,499	2,442

<参考> 男女共同参画センター利用状況

年度	利用者数(人)		
		男性(人)	女性(人)
令和5年度	10,167	3,734	6,433
令和6年度	12,989	4,689	8,300
令和7年度	14,178	5,909	8,269

※講座受講者（出前講座受講者除く）・貸館利用者・相談利用者・交流コーナー利用者の合計

令和8年度事業計画（案）

1 男女共同参画の推進

- (1) 山形市男女共同参画審議会の開催
- (2) 山形市男女共同参画推進本部による推進

令和7年度における第4次プランの進捗状況については、別紙のとおり

- (3) 次期男女共同参画プランの策定

第4次プランの計画期間が令和9年3月31日までとなっており、社会情勢や第4次プランでの取り組みを踏まえ、新たな男女共同参画プランを策定する。

- (4) 市民団体との連携推進
- (5) 山形連携中枢都市圏連携事業による広域活用

- ・育児休業を取得した市男性職員及びその上司等のインタビュー動画の作成し、圏域内市町ホームページ等で周知する。
- ・圏域内企業の男性社員及びその上司のインタビュー動画の作成し、圏域内市町ホームページ等で周知する。

2 男女共同参画計画の推進

- (1) 公民連携による女性人材育成事業「まち、わたし、きらめく Women's Campus 山形」

- ・山形市女性人材育成事業「女性活躍推進に係る伴走型支援業務（新規）
市内企業を対象に、女性活躍推進に関する課題に対し、専門的な知識やノウハウを用いて課題解決の助言や戦略立案、実行支援を実施（想定1社）
- ・女性リーダー育成事業
リーダーとしての資質・マネジメント能力向上プログラム
- ・若年女性地元定着促進事業
女子高校生を対象とした地域課題解決の探究型プログラム
- ・女性活躍推進プロジェクト支援事業
女性活躍など、地域課題の解決を目指す活動に対する支援

- (2) 市の審議会等委員への女性の参画推進

- (3) 男女共同参画意識の啓発

情報紙ファールを紙媒体からデジタル媒体へ変更し発行する。
Instagramの随時更新



- (4) 働きやすい職場づくりのための啓発
- (5) DV防止及び支援対策
- (6) 困難な問題を抱える女性への支援
- (7) 性の多様性に関する理解促進への取り組み

3 男女共同参画宣言都市事業

- (1) 男女共同参画に関する作品募集

男女共同参画に関する一行詩について、8月以降募集を開始し、原則、応募作品すべてをホームページ等で周知予定。なお、表彰式開催・副賞贈呈なし、令和8年度をもって終了

- (2) 男女共同参画宣言都市関連事業

4 男女共同参画センター事業

(1) 学習事業

①自主企画講座

講座区分	講座内容（予定）	対象	講師
DV防止	相談への抵抗をできるだけ減らすために	男女	カウンセラー
男女共同参画週間／女性学	世界における女性活躍推進の取組と課題	男女	元国連機関職員 宮負 こう氏
イクメン・イクジョイ	こどもと一緒に体を動かそう	父親と子 （祖父と孫）	フィットネストレーナー
	親子でかけっこや体操等、子どもの可能性を広げるスポーツ	父親と子 （祖父と孫）	市職員
	スクラッチで学ぶ初めての親子プログラミング （2回シリーズ）	父親と子 （祖父と孫）	未定
	未定	父親と子 （祖父と孫）	未定
健康	デスクワークの合間の短時間で手軽にできるストレッチ	男女	パーソナルフィットネストレーナー
	ストレスマネジメントの方法 ヨガを通し有効な対処方法を体験する。	男女	ヨガインストラクター
	甘酒の効能、作り方などを習得する	男女	市内飲食店店主
	スポーツに取り組む小中高生向けに、疲労回復・怪我防止等のための食事と栄養の知識を身につける。	男女	未定
性の多様性	山形県「ユースリーダー」からのメッセージ	男女	山形県「ユースリーダー」
男女共同参画	コーヒーを学ぶ	男女	コーヒーインストラクター
防災	非常用持ち出し袋の中身 非常食について考える	男女	災害時応援協定締結企業
	外出先での火災予防 家での火災予防	男女	一般社団法人
DX	SNS活用セミナー （女性人材バンク研修会を兼ねる）	男女	市内情報通信業者
ジェンダー平等	未定	男女	山形大学 准教授

②小・中学校向け出前講座

10校で実施

【第三小、第五小、明治小、高瀬小、桜田小、宮浦小、第五中、第八中、第十中、金井中】

③企業向け出前講座

募集期間：4月1日～12月26日

実施予定：10社・団体

（参考：6／3現在 4社・1団体より申込有）

(2) 市民活動支援事業

・Women's Campus 山形参加者による活動への支援

(3) 相談事業

・男女共同参画週間の期間中である6月23日（火）に県弁護士会と共催し「女性の権利110番」を実施

(4) 生理用品の無償配付

(5) 情報収集提供事業

(6) 交流事業

第4次プラン評価指標及び進捗状況（令和7年度）

基本目標		指 標 名	プラン策定時の状況		令和7年度 数値	目標値 令和8年度
			年度	数値		
基本目標Ⅰ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり	1	社会全体で男女平等と思う人の割合	R 元	16.6%	21.2%	25%
	2	社会通念や慣習・しきたりで男性優遇と感じる人の割合	R 元	77.7%	70.7%	50%
	3	男女共同参画センター会議室等利用率	R 元	63.4%	53.1%	65%
	4	男女共同参画学習資料を活用した学級の割合	R2	98.1%	100.0%	100%
	5	県外から市への女性転入者数－市から県外への女性転出者数	R 2	－321 人	－555 人	0 人
基本目標Ⅱ あらゆる分野での男女共同参画の実現	6	市の審議会等委員に占める女性委員の割合（うち行政機関等の充て職を除いた女性委員の割合）	R2	30.0% (35.3%)	29.5% (34.9%)	40% (50%)
	7	女性人材バンク登録者数	R2	75 人	72 人	100 人
	8	女性人材バンク年間活用件数（※1）	R 元	73 件	78 件	100 件
	9	市における女性管理職の割合（課長相当職以上）	R3	19.5%	22.2%	30%
	10	市内事業所における女性管理職の割合（課長相当職以上）	R 元	12.6%	12.2%	21%
	11	山形県防災士養成講座を受講し、防災士資格を取得した女性の数（市在住者）	R2	5 人	42 人	11 人
	12	市内事業所における男性の育児休業取得率	R 元	20.9%	60.3%	30%
	13	男性も育児・介護休業が取れることは賛成だが、実際は取りづらいと思う人の割合	R 元	69.6%	40.2%	50%
	14	男性の家事・育児・介護等への参加を促す講座及び事業所対象のワーク・ライフ・バランス等出前講座実施回数（※2）	R2	4 回	5 回	4 回
	-	男性の1日平均家事時間0分の割合（モニタリング指標※3）	R 元	3.6%	5.6%	
基本目標Ⅲ 安全・安心な暮らしの実現	15	DV相談窓口を知っている人の割合	R 元	73.8%	91.0%	80%
	16	DV被害を相談した人の割合（※4）	R 元	20.7%	18.3%	50%
	17	小中学生向け出前講座「いのちの学習」の実施回数（※2）	R2	4 校	10 校	5 校
	18	健康講座の実施回数（※2）	R2	4 回	4 回	4 回
	19	市内中学校・高等学校における女子生徒の選択制服（スラックス）の導入校の割合	R3	62.1%	96.4%	100%
	-	山形市におけるDV相談件数（モニタリング指標※5）	R2	320 件	424 件	

※1 算出式 審議会への活用件数 ＋ 委員会等への活用件数 ＋ 講師等への活用件数

※2 男女共同参画センターが実施する講座の回数

※3 第3次プランで目標達成したため、数値目標は設定しないが、状況把握のためモニタリング指標として位置づけ、継続的な調査を実施する。

※4 算出式 配偶者からのDV被害経験ありと答えた人の割合 － 相談状況で「どこにも相談しなかった」と答えた人の割合 － 相談状況で「無回答」の人の割合

※5 DV相談受付件数の増減が、必ずしもDV被害の増減と一致するとは言えないため、数値目標は設定しないが、状況の把握のために、モニタリング指標として位置づけ、継続的な調査を実施する。

次期山形市男女共同参画プラン骨子案

資料 3

1 プランの策定にあたって

(1) 計画策定の趣旨

令和4年度～8年度を計画期間とした第4次山形市男女共同参画計画「いきいき男女共同参画プラン」(以下第4次プラン)に基づき、男女共同参画社会の実現に向け、様々な施策に取り組んでいる。

社会情勢の変化や第4次プランでの取組を踏まえ、持続可能で活力のある山形市とするため、新たな男女共同参画プランを策定する。

(2) 計画の目的

山形市男女共同参画推進条例に定める基本理念に基づき、あらゆる場面における男女共同参画社会の実現のため、様々な施策を総合的かつ計画的に推進する。

(3) 計画期間

令和9年度～令和13年度

(4) 計画の位置づけ

ア 男女共同参画社会基本法及び山形市男女共同参画推進条例に基づき、山形市における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画とする。

イ 男女共同参画社会基本法のほか、以下の法律で定める施策の基本計画等を包含する。

- ①女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)
- ②配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)
- ③困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(困難女性支援法)

ウ 「山形市発展計画2030」の関連計画として、各分野にわたる他の関連部門の計画との整合性を図る。



(5) 策定スケジュール

日程	会議等名	内容
5月	第1回男女共同参画推進本部 幹事会(書面)	策定スケジュール、骨子案協議
	第1回男女共同参画推進本部会議(書面)	策定スケジュール、骨子案協議
6月	第1回男女共同参画審議会	諮問(市長→会長) 骨子案意見聴取
	庁内各課照会	「具体的施策」「事業内容」に関する照会
8月	第2回男女共同参画推進本部 幹事会	プラン素案協議
	第2回男女共同参画推進本部会議	プラン素案協議
10月	第2回男女共同参画審議会	プラン素案意見聴取
12月	常任委員会	中間報告
	第3回男女共同参画審議会	プラン案意見聴取、協議
2月	答申	(会長→市長)
	市政経営会議	プラン案協議
3月	新プラン決定	
	常任委員会	プラン概要報告

2 現計画(第4次プラン)の評価指標及び進捗状況(令和7年度)

- 【成果】・市内事業所における男性の育児休業取得率が約3倍に上昇(指標12・目標値の達成)
・男性の育児休業について取りづらと思う人の割合が大きく低下(指標13・目標値の達成)
・社会全体で男女平等と感じる割合が上昇(指標1)
・DV相談窓口の認知度が約9割に上昇(指標15)

- 【課題】・依然として高い男性優遇意識(指標2)
・女性の転出超過数の拡大(指標5)
・進まない女性人材の参画拡大(指標6・10)

基本目標	指標名	プラン策定時の状況		令和7年度 数値	目標値 令和8年度	達成 状況
		年度	数値			
基本目標Ⅰ 男女共同参画 社会の実現に 向けた基盤づ くり	1 社会全体で男女平等と思う人の割合 ㊦	R元	16.6%	21.2%	25%	↗
	2 社会通念や慣習・しきたりで男性優遇と感じる人の割合 ㊦	R元	77.7%	70.7%	50%	↗
	3 男女共同参画センター会議室等利用率	R元	63.4%	53.1%	65%	↘
	4 男女共同参画学習資料を活用した学級の割合	R2	98.1%	100%	100%	○
	5 県外から市への女性転入者数-市から県外への女性転出者数	R2	△321人	△555人	0人	↘
基本目標Ⅱ あらゆる分野 での男女共同 参画の実現	6 市の審議会等委員に占める女性委員の割合 (うち行政機関等の充て職を除いた女性委員の割合)	R2	30.0% (35.3%)	29.5% (34.9%)	40% (50%)	→
	7 女性人材バンク登録者数	R2	75人	72人	100人	→
	8 女性人材バンク年間活用件数(※1)	R元	73件	78件	100件	↗
	9 市における女性管理職の割合(課長相当職以上)	R3	19.5%	22.2%	30%	↗
	10 市内事業所における女性管理職の割合(課長相当職以上)㊦	R元	12.6%	12.2%	21%	→
	11 山形県防災士養成講座を受講し、防災士資格を取得した女性の数(市在住者)	R2	5人	42人	11人	○
	12 市内事業所における男性の育児休業取得率 ㊦	R元	20.9%	60.3%	30%	○
	13 男性も育児・介護休業が取れることは賛成だが、実際は取りづら いと思う人の割合 ㊦	R元	69.6%	40.2%	50%	○
	14 男性の家事・育児・介護等の参加を促す講座及び事業所対象の ワーク・ライフ・バランス等出前講座実施回数(※2)	R2	4回	5回	4回	○
	- 男性の1日平均家事時間0分の割合 ㊦(モニタリング指標※3)	R元	3.6%	5.6%	-	-
基本目標Ⅲ 安全・安心な暮 らしの実現	15 DV相談窓口を知っている人の割合 ㊦	R元	73.8%	91.0%	80%	○
	16 DV被害を相談した人の割合(※4)㊦	R元	20.7%	18.3%	50%	↘
	17 小中学生向け出前講座「いのちの学習」の実施回数(※2)	R2	4校	10校	5校	○
	18 健康講座の実施回数(※2)	R2	4回	4回	4回	○
	19 市内中学校・高等学校における女子生徒の選択制服(スラックス) の導入校の割合	R3	62.1%	96.4%	100%	↗
	- 山形市におけるDV相談件数(モニタリング指標※5)	R2	320件	424件	-	-

㊦ 令和7年度市民・事業者アンケート該当項目

※1 算出式 審議会への活用件数+委員会等への活用件数+講師等への活用件数

※2 男女共同参画センターが実施する講座の回数

※3 第3次プランで目標達成したため、数値目標は設定しないが、状況把握のためモニタリング指標として位置づけ、継続的な調査を実施する

※4 算出式【配偶者からのDV被害経験ありと答えた人の割合】-【相談状況で「どこにも相談しなかった」と答えた人の割合】-【相談状況で「無回答」の人の割合】

※5 DV相談受付件数の増減が、必ずしもDV被害の増減と一致するとは言えないため、数値目標は設定しないが、状況の把握のために、モニタリング指標として位置づけ、継続的な調査を実施する。

【達成状況】

○:目標達成

↗:計画時より目標値に近づいた

↘:計画時より目標値から遠ざかった

→:計画時と変わらず目標に達していない

3 2040年を見据えた方向性

2040年の目指すまちの姿を描き、バックキャストिंगにより、各具体的取組を設定する。

2040年の目指すまちの姿

あらゆる人が暮らしやすい豊かで
活力のあるまち

誰もがいきいきと活躍できるまち

誰もが安全・安心に生活できるまち

持続可能な男女共同参画社会の実現
に向けた取組

女性活躍の推進に向けた取組

安全・安心な暮らしの実現に向けた
取組

4 次期プランの体系図

目指すまちの姿

性別にかかわらず 誰もがいきいきと活躍し、
安全・安心に暮らせる、豊かで活力あるまち

基本理念

山形市男女共同参画推進条例第3条

- | | |
|----------------------|--------------------|
| 1 人権の尊重 | 5 互いの性への理解と生涯の健康維持 |
| 2 多様な生き方の選択の自由 | 6 個人の尊厳の尊重と男女平等意識を |
| 3 あらゆる意思決定の場での男女共同参画 | 育む教育・保育 |
| 4 仕事と生活の調和の保持 | 7 国際的協調 |

基本目標

I 持続可能な
男女共同参画
社会に向けた
意識と基盤の
形成

- 多様な認識を踏まえた対話型の広報・啓発による相互理解の促進
- 教育・学習を通じた男女共同参画意識の定着
- 性別にかかわらず、誰もが地域で役割と将来を描ける環境の整備

II あらゆる分
野において男
女共同参画が
定着する社会
の実現

- 意思決定・政策決定過程における女性参画の推進
- 家庭・地域における男女共同参画の定着
- 女性の主体的な活動の拡大による女性活躍の推進【拡充】
- 働く場における男女共同参画の定着と多様で柔軟な働き方の実現

山形市職業生活における女性活躍推進計画

III 個人の尊厳
が守られ、安
全・安心な暮
らしの実現

- 重大な人権侵害であるあらゆる暴力の根絶
- 生涯を通じた心身の健康支援
- 生活上様々な困難を抱える人への対応と多様性を尊重する環境の整備【拡充】

山形市DV防止基本計画

新たに山形市困難女性支援計画を含む。

基本方針

5 (参考) 国・県・山形市の体系図

※下線部は前計画からの変更点

○国「第6次男女共同参画計画」(令和8年3月13日閣議決定)

I 男女共同参画の推進による多様な幸せ(well-being)の実現

- 第1分野 ライフステージに応じて全ての人が希望する働き方を選択できる社会の実現
- 第2分野 あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大
- 第3分野 女性の所得向上の実現と経済的自立に向けた環境整備
- 第4分野 生涯を通じた男女の健康への支援
- 第5分野 テクノロジーの進展・利活用の広がりを踏まえた男女共同参画の推進
- 第6分野 ジェンダーに基づくあらゆる暴力を容認しない社会基盤の形成と被害者支援の充実
- 第7分野 男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備
- 第8分野 防災・復興における男女共同参画の推進

II 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備

- 第9分野 地域における男女共同参画の状況に応じた取組の推進
- 第10分野 男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備
- 第11分野 教育・メディア等を通じた男女双方の意識改革、理解の促進
- 第12分野 男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献

III 男女共同参画社会の実現に向けた推進体制の整備・強化

○山形県「山形県男女共同参画計画」(令和8年度～12年度)

I 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の強化

- 1 多様な生き方・価値観を尊重する意識の向上
- 2 男女共同参画の視点に立った学びの推進
- 3 生活の場(家庭・地域)における男女共同参画の推進

II あらゆる分野において一人一人が活躍できる環境づくり

- 4 政策・方針決定過程における女性の参画拡大
- 5 働く場における男女共同参画の推進
- 6 様々な分野における男女共同参画の推進

III 個人の尊厳が守られ、安全・安心に暮らせる社会づくり

- 7 あらゆる暴力の防止・根絶対策の推進
- 8 様々な困難を抱える人に対する支援や多様性の尊重
- 9 男女共同参画の視点に立った防災対策の推進
- 10 生涯を通じた健康支援

○山形市「次期男女共同参画プラン」(令和9年度～13年度予定)

I 持続可能な男女共同参画社会に向けた意識と基盤の形成

- 1 多様な認識を踏まえた対話型の広報・啓発による相互理解の促進
- 2 教育・学習を通じた男女共同参画意識の定着
- 3 男女が性別にかかわらず、誰もが地域で役割と将来を描ける環境の整備

II あらゆる分野において男女共同参画が定着する社会の実現

- 4 意思決定・政策決定過程における実質的な女性参画の推進
- 5 家庭・地域における男女共同参画の定着
- 6 女性の主体的な活動の拡大による女性活躍の推進
- 7 働く場における男女共同参画の定着と多様で柔軟な働き方の実現

III 個人の尊厳が守られ、安全・安心な暮らしの実現

- 8 重大な人権侵害であるあらゆる暴力の根絶
- 9 生涯を通じた心身の健康支援
- 10 生活上様々な困難を抱える人への対応と多様性を尊重する環境の整備(新たに困難女性支援計画含む。)

「山形市女性活躍推進プロジェクト支援事業」
事前審査集計結果

資料4

団体名	平均点
①はなとよりみち	71
②NextStepサポート	66
③True to myself～子どもと一緒に私らしく～	66

※審査員一人あたり100点満点とし、審査員平均60点以上を採択、59点以下を不採択とする。

山形市男女共同参画推進条例

目次

前文

第1章 総則（第1条―第8条）

第2章 基本的施策等（第9条―第19条）

第3章 山形市男女共同参画審議会（第20条―第27条）

第4章 雑則（第28条）

附則

個人の尊重と法の下での平等をうたう日本国憲法の下、社会のあらゆる分野において、男女の人権は、互いに尊重されることが必要である。

山形市では、市民の意識調査を行いながら「いきいき山形男女共同参画プラン」を策定し、男女共同参画の推進に取り組んできた。

しかしながら、性別により役割を決めてしまう考え方や社会の慣習は今なお存在しており、職場や地域等の組織における政策・方針決定過程の中に女性の参画が少ない傾向にある。また、結婚後も働き続ける女性の割合が全国の中でも高いという特徴がありながら、家事や子育て、介護等家庭生活における役割の多くを女性が担っている。

こうした状況を踏まえ、少子高齢化の進展等の急激な社会経済情勢の変化に対応し、市民が安心して豊かに暮らしていくためにも、男女がさまざまな分野に共に参画し、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会を実現することが重要である。

ここに、市、市民及び事業者等が連携し、誰もがいきいきと生活できる男女共同参画社会を共に創るため、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者等の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、男女共同参画社会を実現することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- （2） 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス） 男女が共に、人生の各段階において、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発等の様々な活動について、自らが希望するバランスをとりながら展開できる状態をいう。
- （3） 積極的格差是正措置 社会のあらゆる分野での活動への参画に対する男女間の機会の格差を是正するため、必要な範囲内において、男女いずれか一方に対して機会を積極的に提供することをいう。
- （4） 市民 市内に居住、通勤、又は通学する者をいう。
- （5） 事業者等 市内において事業活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。

（基本理念）

第3条 男女共同参画の推進は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- （1） 男女が、個人としての尊厳が重んじられ、性別による差別的取扱いを受けることなく、個人としての能力を発揮する機会が確保されること及びその他の人権が尊重されること。
- （2） 男女が、性別による固定的な役割分担意識に基づいた社会の様々な制度又は慣行によってその活動が制限されることなく、自らの意思において多様な生き方を選択することができ、かつ、選択された生き方を互いに尊重し、協力し合うこと。
- （3） 男女が、市の政策及び家庭、地域、職場、学校その他の社会のあらゆる分野における意思決

定に、社会の対等な構成員として共同して参画する機会が確保されること。

(4) 男女が、相互の協力及び社会の支援のもと、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を保つことができること。

(5) 男女が、それぞれの身体的な特徴について理解を深めるとともに、妊娠、出産等に関して互いの意思及び決定を尊重し合いながら、生涯にわたり安全で健康な生活を営むことができるよう配慮されること。

(6) 家庭、学校並びに社会のあらゆる教育及び保育の場において、個人としての尊厳及び男女平等の意識を育む教育及び保育が行われること。

(7) 男女共同参画の推進は、国際社会の動向と密接な関係を有することから、国際的な協調のもとに行われること。

（市の責務）

第4条 市は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、男女共同参画の推進に関する施策（積極的格差是正措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、実施しなければならない。

2 市は、市民、事業者等並びに国及び他の地方公共団体と連携し、協力して男女共同参画の推進に取り組まなければならない。

（市民の責務）

第5条 市民は、基本理念に基づき、男女共同参画についての理解を深め、家庭、地域、職場、学校その他の社会のあらゆる分野において、主体的かつ積極的に男女共同参画を推進するよう努めるものとする。

2 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策及び調査に協力するよう努めるものとする。

（事業者等の責務）

第6条 事業者等は、基本理念に基づき、その活動において、男女が性別にとらわれることなく、その能力を発揮できるよう必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 事業者等は、その雇用する労働者が仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を保つことができる職場環境を整備するよう努めるものとする。

3 事業者等は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策及び調査に協力するよう努めるものとする。

（性別による人権侵害の禁止）

第7条 何人も、次に掲げる行為により人権を侵害してはならない。

(1) 性別による差別的取扱い

(2) セクシュアル・ハラスメント（性的な言動により相手方の生活環境を害すること又は性的な言動に対する相手方の対応によってその者に不利益を与えることをいう。）

(3) ドメスティック・バイオレンス（配偶者等の親密な関係にある者又はあった者の間で行われる身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為をいう。）

（公衆に表示する情報への配慮）

第8条 何人も、公衆に表示する情報において、性別の違いを背景とした人権侵害を助長する表現を用いないよう努めなければならない。

第2章 基本的施策等

（男女共同参画計画）

第9条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、市における男女共同参画の推進に関する施策についての基本的な計画（以下「男女共同参画計画」という。）を定めるものとする。

2 市長は、男女共同参画計画を定め、又は変更しようとするときは、市民及び事業者等の意見を反映させるために調査等必要な措置を講ずるとともに、第20条の山形市男女共同参画審議会の意見を聴くものとする。

3 市長は、男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なくこれを公表するものとする。

（年次報告）

第10条 市長は、毎年度、男女共同参画計画に基づく施策の実施状況を明らかにする報告書を作成し、これを公表するものとする。

（施策の推進体制の整備）

第11条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、必要な体制を整備するものとする。

（広報活動等）

第12条 市は、基本理念について市民及び事業者等の啓発を図るため、広報活動、情報の提供その他必要な措置を講ずるものとする。

（調査等）

第13条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を効果的に実施するため、必要な調査、研究及び情報収集を行うものとする。

（積極的格差是正措置）

第14条 市は、市民及び事業者等と協力し、積極的格差是正措置が講ぜられるよう努めるものとする。

2 市は、その設置する附属機関等の委員その他の構成員を任命し、又は委嘱するに当たっては、積極的格差是正措置を講ずるよう努めるものとする。

（活動等への支援）

第15条 市は、市民及び事業者等が男女共同参画の推進に関して行う活動について、情報の提供その他必要な支援を行うものとする。

（拠点施設）

第16条 市は、山形市男女共同参画センター条例（平成7年市条例第34号）第2条の規定により設置された山形市男女共同参画センターを、男女共同参画の推進に関する施策を実施し、及び男女共同参画に関する学習の機会を提供する拠点施設として位置付けるものとする。

（性別による人権侵害の被害者等への支援）

第17条 市は、第7条各号に掲げる行為の被害者等に対し、関係機関と連携を図り、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（相談への対応）

第18条 市長は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められることに関し、市民及び事業者等から相談があったときは、関係機関と連携し、適切に対応するものとする。

（苦情への対応）

第19条 市長は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関し、市民及び事業者等から苦情の申出を受けた場合は、適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 前項の場合において、市長は、必要があると認めるときは、次条の山形市男女共同参画審議会の意見を聴くことができる。

第3章 山形市男女共同参画審議会

（審議会の設置）

第20条 男女共同参画の推進に関し必要な事項を調査審議するため、山形市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第21条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- （1） 男女共同参画計画の策定及び変更に関すること。
- （2） 市民及び事業者等から申出のあった苦情に係る措置に関すること。
- （3） 前2号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関し市長が必要と認めること。

（組織等）

第22条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- （1） 知識経験を有する者
- （2） 公募により選出された者
- （3） 関係行政機関及び団体の代表者

3 市長は、男女いずれか一方の委員の数が委員の総数の10分の4未満とならないよう努めるものとする。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

5 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第23条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第24条 審議会の会議は会長が招集し、会長は会議の議長となる。

(意見等の聴取)

第25条 審議会は、必要に応じ関係者の出席を求め、意見及び説明を聴取し、又は資料の提出を求めることができる。

(専門部会)

第26条 審議会は、第21条第2号に規定する事項について調査審議するため必要があるときは、審議会に専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、会長が指名する委員をもって組織する。

3 審議会は、その定めるところにより、専門部会の決定をもって審議会の決定とすることができる。

(幹事及び書記)

第27条 審議会の事務を処理するため、幹事及び書記若干人を置く。

2 幹事及び書記は、市職員のうちから市長が任命する。

3 幹事は、会議に出席し、意見を述べることができる。

第4章 雑則

(委任)

第28条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(山形市男女共同参画推進協議会条例の廃止)

2 山形市男女共同参画推進協議会条例(平成3年市条例第6号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際現に男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)第14条第3項の規定に基づき定められている第2次山形市男女共同参画計画は、第9条第1項の規定により定められた男女共同参画計画とみなす。

4 この条例の施行の際現に第2項の規定による廃止前の山形市男女共同参画推進協議会条例第4条第2項の規定により委嘱されている山形市男女共同参画推進協議会の委員は、その任期が終了するまでの間は、それぞれ第22条第2項の規定により委嘱された審議会の委員とみなす。

(山形市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

5 山形市特別職の職員の給与に関する条例(昭和26年市条例第8号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]